

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通関			第6章 通関		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		
(1)~(4) (省略)			(1)~(4) (同左)		
別表第1 (省略)			別表第1 (同左)		
別表第2			別表第2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. ~ホ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. ~ホ. (同左)	(同左)	(同左)
へ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入》	(1) (省略) (2) <u>輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等</u> <u>イ. 同規則第46条第1項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合</u> <u>「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u> <u>ロ. 同規則第46条第2項第</u>	へ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入》	(1) (同左) (2) <u>輸入物品が同規則第46条第1項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用大型エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内にお</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
		<p><u>1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p><u>ハ. 同規則第46条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）</u></p> <p><u>「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p><u>ニ. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明</u></p>				<p><u>る高圧ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）</u>、<u>同条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料用容器」という。）内における高圧ガスである場合</u>、<u>同条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内における高圧ガスの場合は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し、「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等又はその写し、相互承認水素自動車燃料用容器につい</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p><u>書若しくはその写し又は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し</u></p> <p>ホ. <u>同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認天然ガス自動車装置用容器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p>ヘ. <u>同規則第46条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスの場合</u></p> <p><u>輸出耐空証明書若しくはその写し又は航空機メーカーの部品表若しくはその写し等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号《適用除外》の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3</p>			<p><u>ては高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書又はその写しを確認、必要に応じて「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の基準の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」に適合する記号が当該容器に施されているかを確認、航空法容器については輸出耐空証明書又はその写し又は航空機メーカーの部品表又はその写し等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号《適用除外》の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p>月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>（注）前記(2)に<u>掲げる証明書等</u>の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>			<p>月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>（注）前記(2)において<u>緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合、相互承認水素自動車燃料用容器については材料適合証明書が確認できない場合及び航空法容器については輸出耐空証明書又は部品表等</u>の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ト. (省略)	(省略)	(省略)	ト. (同左)	(同左)	の検査を受けなければならないので留意する。 (同左)